

「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する
特別措置法の一部を改正する法律案」反対討論

平成31年3月12日
立憲民主党 青柳陽一郎

立憲民主党の青柳陽一郎です。

私は立憲民主党・無所属フォーラムを代表して

「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案」について、反対せざるを得ないという立場で討論を行います。

死者1万5897人、行方不明者2533人、あの東日本大震災から8年が経過いたしました。大災害で自宅を失い故郷に帰れない避難生活者は今なお5万人を超え、震災の爪痕は未だ消えていません。犠牲になられた方々のご冥福を改めてお祈りするとともに、一日でも早く、被災された方々の穏やかな暮らしが戻ることを願います。あの時、危険を顧みず被災地の復興に全力で取り組んでくれた自衛隊の、あの勇姿は今も多くの国民の目に焼き付いているのではないのでしょうか。

今日も明日も明後日も、国民の生命・財産、領土・領海・領空を守り抜くために日夜最前線で任務にあたってくださっている自衛隊員の皆さまに改めて敬意と感謝を表します。

しかし、その自衛隊を所管する安倍内閣は、昨年来、公文書の改ざん、データの隠ぺい、ねつ造、虚偽答弁、そして今般の統計不正によるアベノミクス偽装と、デタラメな政権運営、国会運営が続いていると言わざるを得ません。

こうした政権が主導してつくる大綱・中期防・防衛予算、そして本日の長期契約法による調達等について我々国会議員は、与えられた責務である行政監視機能を十分に果たしていかなければなりません。

「総理大臣だから、提出する法律の説明は全く正しい」という政権ほど、きちんとチェックしていかなければならないのです。

今日、我が国は非常に厳しい財政事情であり、その予算は公平・公正・透明に厳しく査定されなければなりません。

この厳しい財政事情の中で、予算に聖域はありません。

それは安全保障分野、たとえ防衛費であっても政権の都合で、なし崩しに増額していくことは許されません。

民主主義国家においては防衛費も、常に国民から問われているのです。

平成 31 年度の防衛費は 5 兆 2574 億円で 5 年連続過去最大を更新、会計検査院から問題をたびたび指摘されている FMS での調達額は、安倍政権前の 1380 億円から、およそ 5 倍の 7013 億円で、こちらも過去最大を更新しています。国民の理解を得る努力、国民が納得する説明が求められています。

「我が国を取り巻く安全保障環境は、厳しさと不確実性が格段に速いスピードで増している。」

安倍政権のもとで 5 年前倒しして策定された防衛大綱に明記された政権の共通認識です。その方針に沿って、事実上の空母や長距離巡航ミサイルを配備し、敵基地攻撃能力を保有しながらも、言い換えや書き換えにより、正面から全く説明しようとしません。また、イージスアショアの整備費 1757 億円、F35 六機購入費 681 億円と米国兵器の購入に、拍車がかかっています。

国会の議論において、その妥当性や客観的な費用効果など、納得のいく説明は残念ながらありません。

一方で総理は、平和安全法制の成立により日米同盟はかつてなく強固、中国との関係は完全に正常な軌道になった、日ロ関係もトップの信頼関係を誇示しつつ、平和条約締結を自身の手で行うとし、さらに、米朝首脳会談を全面的に支持し、次は私自身が金委員長と向き合うと。

完全に自画自賛ですが、7 年目に突入した長期政権に具体的成果は乏しいと言わざるを得ません。

外交分野で誇示していることと、防衛分野で進めようとしていることに一貫した方針があるのか疑問があります。

こうした状況で私たち立憲民主党は、今般提案のありました長期契約法について、冷静かつ真剣な法案審査を続けてきましたが、岩屋防衛大臣はじめ政府側の答弁は、全くもって説得力がありませんでした。

以下私たちの「問題意識」と反対する理由を具体的に申し述べます。

第一に、長期契約法では、調達コストの縮減、調達品の安定供給、安定調達、国内防衛産業の撤退防止と生産技術基盤維持、国内産業への恩恵が立法事実とされていますが、今回法律を改正して調達する装備品は、縮減見込み額の根拠や積算基準が明確とは言えず、防衛省の説明の「まとめ買い」によるコスト縮減効果があいまいです。

また、縮減前の比較対象が単年度ごとの契約との比較であり、5 年超の長期にわたる契

約の必要性を示すには適当ではありません。
縮減効果の積算根拠は大臣自身も明確にできませんでした。

さらに問題は、長期契約法施行前と施行後でコストの比較ができる SH-60K については、施行前である平成 26 年の一機あたり調達額は 59 億円、28 年の施行後は 60 億円と長期契約法適用前の調達額のほうが低いという驚きの事実も明らかになりました。

第二に FMS での調達は、国内産業でできない、自前で調達できない米国の最新兵器をやむを得ず購入する場合に限るべきで、安易な FMS 調達はやめるべきです。

そもそも FMS は、納期や価格が米国次第で、安定供給安定調達も担保できず、長期契約での調達には馴染みません。

また国内産業に恩恵はなく、立法事実との整合性が取れません。

長期契約法による防衛装備品の調達は、いたずらに適用してはいけないというのは与野党問わず共通の認識ではないでしょうか。

第三に、長期での装備品の調達は、装備品の陳腐化、後年度負担の膨張と財政硬直化リスクを否定できないことは政府も認めています。

実際に平成 27 年、当時の中谷防衛大臣は国会答弁で「現在の規定があまりに長い年限を認めると、その後の財政状況に適応せず、財政硬直化を招く恐れがあるために適当でないとの考えから年限を設けたものとされておりまして、この基本的考え方は制定時に於いても同様であった」と答弁しております。

この答弁は財政法の国庫債務負担行為により支出すべき年限を五か年以内とする規定について聞かれたもので、その点からも今回の改正はあり得ないと言えます。

第四に、長期契約法の効果の検証が終わっていないことです。

当時の石川大臣政務官は国会答弁で「本法律案が期限を迎える平成 30 年度末までの時点において、長期契約による効率化等の効果の評価を私どもとして総括をしたい」と明確に述べていますが、この効果の検証や総括は未だ提出されていません。

検証・評価・総括の何れも無い今の段階で、現行法を 5 年延長し、10 年の長期装備品調達を続けることは、メリットよりデメリット、安定よりリスクのほうが大きいのではないのでしょうか。

政府が自ら防衛大綱で示したのは、安保環境の不確実性のスピードが増しているという認識です。

委員会審査で明らかになったこれらの事実を踏まえれば、今回の長期契約法の改正に賛成することはできません。

以上、申し上げます反対討論いたします。